

知調二発第 150 号
平成 24 年 3 月 8 日

民主党水政策プロジェクトチーム

座長 三井 辨雄 様
幹事長 市村 浩一郎 様
事務局長 森山 浩行 様

全国知事会
建設運輸常任委員会
委員長 山口県知事 二井 関成
(公印省略)

「下水道法等の一部を改正する法律案」について

標記法律案につきまして、本会の建設運輸常任委員会委員県に照会した結果、下記のとおり、意見が提出されましたので、ご連絡いたします。

記

1 下水道事業の経営における問題

- 下水道事業の実施にあたっては、その処理区域内の全ての住民が接続することを前提に施設規模等を検討し、収支を含む全体計画を策定せざるを得ないため、接続義務の免除により未接続が発生した場合、本来収入となるはずであった使用料が徴収できず、下水道経営の健全性が確保できない。
- 改正法施行後に定められる事業計画の予定処理区域において、合併処理浄化槽で汚水処理する場合に下水道への接続が免除されることになり、将来の流入汚水量を適切に把握できず、下水道事業の安定的経営や投資効果を確保することができなくなる恐れがある。
- 下水道の汚水処理に係る費用は、使用料によって賄われることとなっている。下水道への接続義務を免除すれば、使用料収入が減少することは明らかであり下水道事業の運営に支障をきたすこととなる。
- 下水道の普及が遅れている市町村が多数あり、今後とも下水道事業計画区域の拡大が予定されているが、これらの拡大区域において合併浄化槽の下水道への接続が免除されることとなれば、建設した下水道施設が有効に利用されず、無駄なものになってしまう恐れがあり、下水道区域を拡大すべきかどうかの判断も難しくなる。
- 下水道普及が遅れており、今後とも、排水区域の拡大を予定している市町が多いため、下水道の接続義務免除の取扱いについては、下水道事業の安定的経営や投資効果の確保

の観点からも、慎重に対応をお願いしたい。

- ・接続義務が免除されるならば、下水道整備区域内で下水道使用者と浄化槽使用者とが混在。無駄な施設・用地の発生や使用料収入の減少による下水道経営への影響、下水道に接続している住民への負担増が懸念される。
- ・これまで生活排水処理は、経済性や地域条件を踏まえて集合処理や個別処理の区域を設定した長期計画に基づき、効率的な整備を推進しているところである。公共下水道事業を実施している市町においては、集合処理区域内の全戸接続を前提として整備を進めていることから、今回の接続義務を免除する改正案は、今後の整備に対して支障が生じる場合があると考えられる。このため、改正にあたっては地域の実情を十分に踏まえて慎重な検討をお願いしたい。

2 県・市町村への事務負担

- ・接続免除にあたっては、浄化槽の維持管理状態を把握する必要がある、その事務的負担が増える恐れがある。
- ・合併浄化槽が適正に管理され、放流水質が良好であることを条件に下水道への接続を免除するとした場合、そのような良好な状況にあるのかどうかの特定をするため、県、市町村の事務量が增大する。

3 公共水域の水質への影響等

- ・下水道法の放流水質基準に対し、浄化槽法の放流水質基準はゆるい基準となっている。下水道への接続義務を免除することは、水環境の保全に対し施策の後退といわざるを得ない。
- ・下水道はそもそも集合処理が効率的・効果的な地域で整備等を行っており、また、浄化槽と比べても良好で安定した汚水処理が可能であることから、法改正にあたっては下水道への接続を免除する合理的な理由が見あたらない。仮に法改正を行うとなれば、下水道事業の制度設計の根幹に関わることであるため、国において補填措置等が必要と考える。

4 地方公共団体との協議等について

- ・国土交通省・農林水産省・環境省の政務官から市町村長へのアンケート調査の結果によれば、下水道への接続義務に関する意見は、現行制度を支持するものが93%。市町村長の声を踏まえた法律案となっているか疑問である。
- ・下水道供用済み区域内における合併浄化槽の取り扱いについては、下水道事業を実施している全ての市町が現行制度を支持しているため、今後も市町村と十分協議すること。